

令和元年度第 11 回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和2年2月10日（月）午後1時36分 から 午後3時08分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（22人）

会	長	13番	水柿	重壽
委	員	1番	赤城	美子
		2番	柴	保
		4番	高島	敏男
		5番	齊藤	秀樹
		6番	水越	修一
		7番	竹内	善美
		8番	宮山	繁治
		9番	小島	栄
		10番	飯島	新九郎
		12番	坂入	進
		14番	國府田	喜久男
		15番	栗島	菊雄
		16番	稻見	くに子
		17番	飯泉	孝
		18番	栗島	和子
		19番	谷島	悦夫
		20番	鳩貝	英子
		21番	小野田	勝男
		22番	関口	均
		23番	吉原	一雄
		24番	齊藤	一弥

4、欠席委員 3番 吉田 隆一

4、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

- 議案第 6 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について
- 議案第 6 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について
- 議案第 6 3 号 現況確認証明（非農地証明）について
- 議案第 6 4 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
- 議案第 6 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
- 議案第 6 6 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による令和 2 年度下限面積の設定について
- 議案第 6 7 号 令和 2 年度農業労働力賃金標準額の提供について
- 議案第 6 8 号 令和 2 年度貸借料情報の提供について
- 議案第 6 9 号 違反転用に係る是正勧告書の送付について

4、報告

- 報告第 5 2 号 農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による届出について
- 報告第 5 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について

5、閉会

5、農業委員会事務局職員

事務局長	山形 浩之
次長兼農地調整課長	田所 秀一
農地調整課庶務調整グループ副参事	菊地 雄一
農地調整課庶務調整グループ係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整グループ主任	倉持 寿和
農地調整課庶務調整グループ主事	堀江 孝明

6、会議の概要

議 長

只今より令和元年度第 11 回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。
只今の出席委員は、22 名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、3 番・吉田委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の山形局長、田所次長、菊地副参事、渡邊係長、倉持主任、堀江主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日 1 日といたします。ご了承を願います。

次に日程第 2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第 12 条第 2 項の規定により、4 番・高島委員と 5 番・齊藤秀樹委員、以上 2 名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第 3、議案第 61 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、受付番号 5 番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

受付番号 5 番は、7 番議席・竹内委員が関係者となっておりますので筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥を願います。

午後 1 時 40 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局

堀江主事より説明いたします。

議案第 61 号、農地法第 3 条の規定による許可について、令和 2 年 2 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号 5 番、譲受人：筑西市舟生、譲渡人：筑西市関本下、申請土地の表示：関本下字島、台帳地目：田、現況地目：田、面積：496 m²、契約内容：売買、譲受人の経営面積：69a、従農者数：7(2)、譲渡人の経営面積：11a。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告をお願いします。

栗島菊雄
委 員

15 番、栗島です。

5 番についてご報告申し上げます。こちらは売買ということではありますが、譲受人が 20 年以上賃借している物件であります。双方に確認してまいりました。申請に間違いがないということでもあります。問題ないかと思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長

調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 61 号、受付番号 5 番を採決いたします。

議案第 61 号、受付番号 5 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 61 号、受付番号 5 番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、7 番議席・竹内委員の除斥を解きます。

午後 1 時 43 分 解除

つづいて、受付番号 1 番から 4 番並びに、6 番から 22 番を審議いたします。
議案について、事務局より説明願います。

事務局

堀江主事より説明いたします。

1 番、筑西市折本、筑西市中館、中館字富士東、畑、畑、409 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 1,135 m²、売買、0 a、3(1)、譲渡人の 28a。

2 番、筑西市折本、筑西市中館、中館字天神窪、畑、畑、297 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 451 m²、売買、0 a、3(1)、16a。

3 番、筑西市折本、筑西市中館、中館字天神窪、畑、畑、264 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 1,823 m²、売買、0 a、3(1)、40a。

4 番、筑西市神分、筑西市猫島、猫島字猫手、田、田、233 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 612 m²、売買、57a、4(1)、133a。

6 番、筑西市山崎、筑西市五所宮、五所宮字萩山、畑、畑、1,750 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 5,297 m²、売買、3,946a、9(4)、3a。

7 番、筑西市横島、筑西市川澄、横島字堂合、畑、畑、495 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 2,522 m²、売買、0 a、4(3)、151a。

8 番、筑西市横島、筑西市川澄、川澄字鹿島、田、田、3,000 m²、賃貸借、0 a、4(3)、151a。

9 番、筑西市西方、筑西市丙、幸町三丁目、畑、畑、67 m²、売買、105a、3(1)、3,658a。

10 番、筑西市森添島、水戸市上国井町、子思儀字子思儀、田、田、4,134 m²、

外4筆、合計5筆、合計面積16,065㎡、売買、2,187a、5(2)、500a。

11番、筑西市徳持、水戸市上国井町、徳持字山東、田、田、77㎡、外3筆、合計4筆、合計面積2,687㎡、売買、2,374a、6(4)、500a。

12番、筑西市下江連、水戸市上国井町、下江連字谷路毛、畑、畑、340㎡、外3筆、合計4筆、合計面積2,736㎡、売買、737a、4(3)、500a。

13番、筑西市伊讃美、水戸市上国井町、伊讃美字上寺野、田、田、760㎡、外1筆、合計2筆、合計面積1,682㎡、売買、1,212a、2(2)、500a。

14番、筑西市伊讃美、水戸市上国井町、伊讃美字上寺野、田、田、991㎡、外11筆、合計12筆、合計面積10,373㎡、売買、1,212a、2(2)、500a。

15番、筑西市伊讃美、水戸市上国井町、伊讃美字上寺野、田、田、991㎡、外1筆、合計2筆、合計面積1,486㎡、売買、1,212a、2(2)、500a。

16番、筑西市藤ヶ谷、東京都町田市南町田5丁目、藤ヶ谷字福根、畑、畑、936㎡、売買、380a、6(3)、52a。

17番、筑西市神分、筑西市田宿、田宿字菰冠、畑、畑、94㎡、売買、57a、4(1)、277a。

18番、筑西市伊讃美、筑西市伊讃美、伊讃美字上寺野、畑、畑、495㎡、使用貸借、0a、2(2)、1,212a。

19番、筑西市宮後、東京都小金井市緑町5丁目、押尾字古屋敷、田、田、682㎡、売買、79a、7(3)、7a。

20番、筑西市中館、筑西市中館、中館字天神窪、畑、畑、736㎡、外2筆、合計3筆、合計面積1,138㎡、贈与、56a、4(1)、40a。

21番、筑西市布川、筑西市布川、布川字布川、田、田、4,285㎡、外1筆、合計2筆、合計面積6,035㎡、売買、532a、6(2)、110a。

22番、筑西市玉戸、筑西市吉田、吉田字館下、田、田、1,560㎡、外1筆、合計2筆、合計面積4,895㎡、売買、553a、4(2)、12a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

坂入進
委員

12番、坂入です。

1番、2番、3番、20番についてご報告いたします。1月27日に書類審査を行いまして、後日、受人並びに渡人に電話確認をいたしました。1番、2番、3番につきましては、家庭菜園を行うための新規就農を目的としておりまして、売買契約をしております。20番につきましては、受人の自宅に隣接している渡人が、使用していないということで、贈与することになりました。いずれも問題ないかと思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。

議長

4番をお願いします。

赤城美子
委員

1番、赤城です。

4番、17番、19番、22番についてご報告いたします。去る令和2年1月28

日、明野支所内において書類審査を行いました。4番は、1枚1枚が300㎡にも満たない小さい田であり、渡人は作物も作りづらく誰か買ってくれる人はいないかと探していたところ、受人がそれでは私が買いますということで、売買が成立したそうです。後日、電話で双方に確認をとったところ、間違いはないとのことでした。書類に不備も見られず、許可相当と思われます。皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。次に17番ですが、受人は4番と同じ方で、この畑も面積が小さく、誰か買ってくれる人はいないかと探していたところ、受人に声が掛かったとのことでした。渡人は規模縮小を、受人は規模拡大を図っているので、売買が成立したそうです。後日、電話で双方に確認をとったところ、間違いはないとのことでした。書類に不備も見られず、許可相当と思われますが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。続きまして19番ですが、渡人は遠方に住んでおり、親の代からずっと受人に耕作してもらっていたそうです。受人は大規模農家であり規模拡大を、渡人は規模縮小を図っており、今回の売買が成立したそうです。後日、電話で双方に確認をとりましたところ、間違いはないとのことでした。書類に不備も見られず、許可相当と思われますが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。続きまして22番ですが、受人は渡人の土地の近くで社会福祉法人を営んでおり、利用者と耕作をするために渡人に土地を分けてほしいと掛け合い、売買が成立となったそうです。後日、電話で双方に確認をとりましたところ、間違いはないとのことでした。書類に不備も見られず、許可相当と思われますが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

6番をお願いします。

飯泉孝
委 員

17番、飯泉です。

6番、7番、8番についてご報告いたします。先月27日に書類審査、また後ほど電話での聞き取りをしました。まず6番ですが、渡人と受人とは以前も売買の案件がありました。渡人はこの土地を以前より耕作をしているということもありまして、頼まれて売買に至ったとのことでもあります。受人は規模拡大ということで問題はないかと思われます。続きまして7番、8番ですが、こちらは同じ案件でありまして、渡人は高齢であることから農作業が出来なくなったということでございます。受人は農機具もあるということで、出来る範囲で農業をしてみたいと仰っていました。またこの受人、渡人とは親戚関係ということもありまして問題ないかと思われます。6番、7番、8番共に許可相当ではないかと思われます。皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

9番をお願いします。

高島敏男
委 員

4番、高島です。

9番、21番について、ご報告いたします。まず9番ですが、1月27日に書

類審査をいたしました。この土地は、受人の畑と畑のちょうど間にある細長い土地であり、そこで分割されているわけです。その細い部分を買受けして1枚の畑として使用したいとの要望です。次に21番ですが、書類審査に不備はありませんでした。電話確認をしたところ、渡人はサラリーマンで田の管理が難しく土地を売ること考えたそうです。受人は大規模農家のため快く引き受けてくれたそうです。どちらも許可相当と思いますが更なるご審議をよろしく願います。

議長 10番をお願いします。

柴保 2番、柴です。

委員 10番、12番について、ご報告いたします。1月27日に書類審査を行いました。まず10番ですが、受人は規模拡大、また公社を通しての売買ということで許可相当かと思われます。続いて12番ですが、やはり受人は規模拡大、また公社を通しての売買ということで問題はないかと思われます。更なるご審議をよろしく願います。

議長 11番をお願いします。

水越修一 6番、水越です。

委員 11番について、ご報告いたします。渡人は茨城県農林振興公社ということで、受人については認定農業者であり、規模拡大を図っているところであります。公社案件ということで問題はないかと思われますので、ご審議をよろしく願います。

議長 13番をお願いします。

宮山繁治 8番、宮山です。

委員 13番、14番、15番、18番についてご報告いたします。先月27日に書類審査をしまして、すべて同じ方の売買になります。18番については、本人から会社への使用貸借ということであります。13番、14番、15番については譲渡人が農林振興公社ということで問題ないかと思われます。本人確認もしてございます。許可相当かと思いますが更なるご審議をお願い申し上げます。

議長 16番をお願いします。

竹内善美 7番、竹内です。

委員 16番についてご報告いたします。該当地は、渡人のお父様の代から、受人の方が造園業で芝の製造をされているのですが、遺産相続された渡人から受人の方に話があり売買に至ったそうです。双方確認しましたが、間違いはないということでした。許可相当かと思いますが皆様方の更なるご審議をよろしく願います。

申し上げます。

議 長

調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 61 号、受付番号 1 番から 4 番並びに、6 番から 22 番を採決いたします。

議案第 61 号、受付番号 1 番から 4 番並びに、6 番から 22 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 61 号、受付番号 1 番から 4 番並びに、6 番から 22 番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 62 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、受付番号 3 番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

受付番号 3 番は、4 番議席・高島委員が関係者となっておりますので筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥を願います。

午後 2 時 00 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局

倉持主任より説明いたします。

議案第 62 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 2 年 2 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 3 番、譲受人：栃木県宇都宮市野沢町、譲渡人：筑西市嘉家佐和、申請土地の表示：嘉家佐和字一反歩、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：793 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 1,086 m²、契約内容：売買、転用目的：太陽光発電設備。

申請地は、下館病院の南南東側約 910m、県道谷和原筑西線の西側約 495m に位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、栃木県宇都宮市に本店を置く太陽光発電事業等を営む法人であります。震災などの災害による電力不足の問題があり、太

陽光発電の重要性が増していることから、当該事業を計画し申請するものです。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
受付番号3番について、調査委員の報告をお願いします。

坂入進
委員

12番、坂入です。
3番についてご報告申し上げます。1月27日に書類審査及び現地確認を行い後日、渡人に電話で確認をしました。相違ないということでありました。問題ないかと思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長

調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。
議案第62号、受付番号3番を採決いたします。
議案第62号、受付番号3番は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする事及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第62号、受付番号3番は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

ここで、4番議席・高島委員の除斥を解きます。

午後2時4分 解除

つづいて、受付番号1番及び2番、並びに4番から13番を審議いたします。
議案について、事務局より説明願います。

事務局

倉持主任より説明いたします。
1番、筑西市茂田、筑西市茂田、茂田字虚空蔵前、畑、畑、991㎡、使用貸借、農作業所。
申請地は、県道石岡筑西線の北北東側約420m、県西総合公園の西側596mに位置する、農振農用地区域内農地です。農業用施設用地として、用途区分の変更の手続きが完了しております。申請者は申請地地内において農業を営んでお

り、生産性を高めることを目的に、耕作地の近くに農作業所を建築すべく申請するものです。

2番、筑西市木戸、筑西市木戸、木戸字宮本、畑、畑、380㎡、使用貸借、自己住宅。

申請地は、県道明野間々田線の南側約985m、県道谷和原筑西線の西側約400mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、結婚を機に新たな住まいを検討しており、実家の手伝いも可能な当該地を選定し、住宅を建築すべく申請するものです。

4番、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字新田、畑、畑、655㎡、外1筆、合計2筆、合計面積1,605㎡、賃貸借、資材置場。

申請地は、県道明野間々田線の北側約68m、筑西市立関城東小学校の西側約240mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、同一大字内で土木・造園工事業を営む法人であります。業績が順調であり、既存の資材置場では手狭であることから、事業所に隣接する土地に新たな置場を設けるべく、申請するものです。

5番、筑西市布川、筑西市布川、布川字福塚、畑、畑、444㎡、賃貸借、進入路。譲渡人がもう一人おります。筑西市布川、布川字福塚、畑、畑、3,791㎡の内78㎡、合計2筆、合計面積522㎡、賃貸借、進入路。

申請地は、国道50号線の南側約629m、県道舟玉川島停車場線の東側約1.5kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、自宅への進入路が狭く支障をきたすため、今般、進入路を拡幅すべく計画し、申請するものです。

6番、筑西市下野殿、筑西市下野殿、嘉家佐和字出口、畑、畑、1,422㎡、賃貸借、太陽光発電設備。譲渡人がもう一人おります。筑西市嘉家佐和、嘉家佐和字出口、畑、畑、615㎡の内86㎡、合計2筆、合計面積1,508㎡、賃貸借、太陽光発電設備。

申請地は、下館病院の南東側約567m、県道谷和原筑西線の西側約475mに位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、市内に本店を置く太陽光発電事業等を営む法人であります。震災などの災害による電力不足の問題があり、太陽光発電の重要性が増していることから、当該事業を計画し申請するものです。

7番、下妻市本城町1丁目、筑西市上平塚、上平塚字大道南、畑、畑、26㎡、外1筆、合計2筆、合計面積416㎡、使用貸借、自己住宅。

申請地は、下館総合体育館の北東側約402m、県道真岡筑西線の南側約938mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、現在社宅に住んでおりますが、子供部屋が必要になった時に手狭であること、隣接する土地であり親の面倒を看るには良好な環境であることから、当該地に新たな住宅を建築する計画となっております。

8番、筑西市山王堂、筑西市山王堂、山王堂字宮先、畑、畑、325㎡、使用貸借、自己住宅。

申請地はJ A北つくば明野支店の南南東側670m、筑西つくば線の西側約222

mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、親と同居しておりますが、子供部屋が必要となり手狭であること、隣接する土地であり親の面倒を看るには良好な環境であることから、当該地に新たな住宅を建築する計画となっております。

9番、筑西市茂田、筑西市茂田、茂田字上虚空蔵、畑、畑、1,173㎡の内248.08㎡、外4筆、小計5筆、小計面積1,465.54㎡、使用貸借、農家住宅。譲渡人がもう2名おります。筑西市直井、茂田字北山下、畑、畑、773㎡の内484.75㎡、外1筆、小計2筆、小計面積566.75㎡、使用貸借、農家住宅。筑西市茂田、茂田字北山下、山林、田、1,282㎡の内241.62㎡、合計面積2,273.91㎡、使用貸借、農家住宅。

申請地は、県道石岡筑西線の北北東側約626m、県西総合公園の西側581mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は老朽化した既存の住宅を取壊し、新たな農家住宅を建築する計画となっております。なお、転用許可を得ずに住宅敷地として利用してきたことが判明したことから、是正する旨の始末書が添付されております。

10番、結城市大字結城、千葉県船橋市浜町1丁目、松原字城ノ内、畑、畑、330㎡、売買、自己住宅。

申請地は、県道筑西つくば線の北東側約180m、県道つくば真岡線の東側約380mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は市外の借家にて妻と子の3人で生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となってきたことから、実家周辺の当該地に新たな住宅を建築する計画となっております。

11番、筑西市布川、筑西市布川、布川字南、畑、畑、797㎡、外1筆、合計2筆、合計面積820㎡、賃貸借、調整池。

申請地は、県道筑西三和線の北西側約838m、県道結城下妻線の東側約1.1kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。既存施設の敷地拡張の許可要件となります。申請者は、市内で土木工事業等を営む法人であります。業績が安定しており、増益を図るために、申請地の北側に太陽光発電設備を設置する計画があります。それに伴い、周辺農地への雨水の流出を防止する必要があり、今般、調整池を設置する計画となっております。

12番、筑西市森添島、筑西市布川、布川字南、畑、畑、450㎡、外1筆、合計2筆、合計面積488㎡、賃貸借、駐車場及び進入路。

申請地は、県道筑西三和線の北西側約837m、県道結城下妻線の東側約1.1kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。既存施設の敷地拡張の許可要件となります。申請者は、市内で土木工事業等を営む法人であります。業績が安定しており、増益を図るために、申請地の東側に太陽光発電設備を設置する計画があります。現在、進入路が狭く管理用車両の出入が困難であるため、今般、当該地を転用する計画となっております。

13番、筑西市犬塚、東京都小平市仲町、犬塚字裏原、畑、畑、1,032㎡、売買、車両置場。

申請地は、筑西市立関城中学校の北側約602m、飛行場通りの西側約270mに位

置する、農業公共投資のされていない、小集団の第2種農地です。申請者は、市内で古物商を営んでおります。業績が順調であり、使用済みの車両置場が手狭となってきたため、当該地を転用する計画となっております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

水越修一
委員

6番、水越です。
1番、9番についてご報告いたします。まず1番でございますが、譲受人は地元で大規模に営農活動をしており、耕地面積の増加に伴い農作業場を新築するというところでございます。譲渡人と譲受人の関係でございますが、譲受人の祖母が譲渡人であり、同居でございます。前々から相談を受けておりまして、本人確認はできており、何ら問題ないと思っておりますので、ご審議をお願いしたいと思います。続きまして、9番につきましては、農家住宅の建て替えというところでございます。譲受人、譲渡人はすべて親子関係でございます。現地確認をしましたところ、地目は畑になっておりますが、豚舎と鶏舎が建っておりまして、事務局報告のとおり、すでに20年経過しているとのことですので、申請については問題ないと思われませんが、ご審議をお願いいたします。

議長

2番をお願いします。

齊藤一弥
委員

24番、齊藤です。
2番についてご報告いたします。1月27日、関城支所で書類審査並びにその後現地調査を行いました。賃借人は、賃貸人のお孫さんにあたる方です。現地で賃貸人と直接会うことができ話を聞きましたところ、そのお孫さんが自分の住宅を建築するということでした。許可相当と思われませんが、皆様のご協議をよろしくをお願いいたします。

議長

4番をお願いします。

竹内善美
委員

7番、竹内です。
4番、13番についてご報告いたします。まず4番につきましては、個人の土地を会社に貸し付け、資材置場に転用ということで申請がありました。電話で確認しましたところ、仕事が順調で資材置場が手狭になったので、畑を資材置場として使用したいということでした。続きまして13番ですが、地目は畑ですが竹藪であり、現地調査に行った際には譲受人らしき人が竹を切っていました。渡人の方にも確認の電話を入れたのですが、遺産相続で貰った土地ですが、遠方に住んでいるため管理ができないことから、譲ることにしたそうです。譲渡人に確認をいたしまして、車両置場以外には使わないということでした。また近くにある車置場もいっぱいになってしまったということであり、問題はないと思っておりますが、皆様方の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長

5番をお願いします。

宮山繁治
委 員

8番、宮山です。

5番、11番、12番についてご報告いたします。まず5番でございますが、農家住宅建設にあたりまして、進入路がありませんので賃貸借ということでございます。続きまして11番ですが、こちらは5番の賃借人の会社でございますが、太陽光設置に伴いまして調整池が必要だということです。12番につきましては、その設置場所が隣合わせでありまして、それに対する駐車場及び進入路ということでございます。賃貸人につきましては同一人でありまして、賃借人につきましては別個の会社でございます。本人確認につきましては、すべて行っております。更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

6番をお願いします。

高島敏男
委 員

4番、高島です。

6番、7番についてご報告いたします。1月27日に書類審査及び現地確認を行いました。まず6番ですが、この周囲には既に太陽光があり、工事中の土地もありました。関東鉄道の西側のため、回り道をしないと作業ができないということで、太陽光にしたそうです。許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議のほどをよろしくお願いいたします。次に7番ですが、こちらは農家住宅ですが、母屋の隣に若夫婦の新居を造るということでした。事務局の説明のとおり親子関係であり、下妻市から戻ってきて今後も親の面倒を見たいということですので、問題ないと思われまして、許可相当と思われまして、皆様方の更なるご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長

8番をお願いします。

赤城美子
委 員

1番、赤城です。

8番、10番についてご報告いたします。去る1月28日、明野支所内において書類審査の後、現地を確認してきました。まず8番ですが、渡人が在宅で、話を聞くことができました。渡人と受人は親子で、今は同一世帯に住んでいますが、お孫さんの成長に伴い、自分の部屋を欲しがり、また手狭にもなってきたので敷地の一角にある家庭菜園の場所に家を建てようということになったそうです。書類に不備も見られず、調査に行きました皆さんも許可相当でしょうと仰って言いました。皆様方の更なるご審議のほどをお願いいたします。次に10番ですが、受人の実家と渡人の実家は近くで古くからの知り合いだそうです。受人は、今は社宅に暮らしていますが今回実家の近くに家を建てようとして渡人に土地を売ってほしいとかけ合い、売買が成立となったそうです。後日、電話で確認をとりましたところ、間違いはないとのことでした。書類に不備も見られず、転用の許可は相当と思われまして、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いい

たします。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 62 号、受付番号 1 番及び 2 番、並びに 4 番から 13 番を採決いたします。

議案第 62 号、受付番号 1 番及び 2 番、並びに 4 番から 13 番は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 62 号、受付番号 1 番及び 2 番、並びに 4 番から 13 番は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 63 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局 倉持主任より説明いたします。

議案第 63 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 2 年 2 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、申請人：筑西市三郷、申請土地の表示：三郷字徳永前、台帳地目：畑、現況地目：宅地、面積：260 m²、現況：店舗敷地。

申請地は、JR 水戸線新治駅の東北東側約 379m、県道つくば真岡線沿いに位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。

2 番、筑西市伊讚美、伊讚美字中原、畑、宅地、162 m²、住宅敷地。

申請地は、JR 水戸線玉戸駅の北側約 636m、筑西市立下館西中学校の南側約 207m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。

3 番、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字新田、畑、雑種地、588 m²、店舗敷地。

申請地は、県道明野間々田線の北側約 68m、筑西市立関城東小学校の西側約 240m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」

を添付し、証明願が出されております。

4番、筑西市黒子、辻字駒塚北、畑、宅地、266㎡、住宅敷地。

申請地は、県道明野間々田線の北側約310m、関東鉄道常総線黒子駅の西側約243mに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。

5番、筑西市成田、下中山字多良棒、畑、宅地、15㎡、住宅敷地。

申請地はJR水戸線下館駅の東側約886m、県道筑西つくば線の西側約355mに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

小島栄
委員

9番、小島です。

1番についてご報告いたします。去る28日に農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様と書類審査並びに現地調査を行いました。現場は事務所などや精米所があり、航空写真からも分かる通り20年以上まえから同様の状態のため非農地証明を発行しても問題ないかと思われませんが、皆様の更なるご審議のほどをよろしくご報告いたします。

議長

2番をお願いします。

柴保
委員

2番、柴です。

2番についてご報告いたします。去る27日に書類審査の後、現地調査をしてまいりました。既に20年以上経過をしているということで非農地証明は許可相当かと思われませんが、皆様の更なるご審議のほどをよろしくご報告いたします。

議長

3番をお願いします。

竹内善美
委員

7番、竹内です。

3番についてご報告いたします。先月、事務局及び関城地区の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様と現地調査を行いました。20年以上前から店舗敷地ということで現地を確認してきました。許可相当かと思われませんが、皆様方の更なるご審議のほどをよろしくご報告いたします。

議長

4番をお願いします。

齊藤一弥
委員

24番、齊藤です。

4番についてご報告いたします。1月27日に書類審査後、現地調査を行いました。現地は住宅敷地の一角です。入口を入った左側にある266㎡の土地なのですが、現況は草が生えないようにシートがかぶされていたような状況です。

面積もあまり大きくないものですから、農地としては非常に使い道がないのかなと思いましたが、宅地の一部として使用されていたようです。非農地証明の発行に問題ないかと思われます。皆様のご協議をよろしくお願いいたします。

議長 5番をお願いします。

水越修一 6番、水越です。

委員 5番についてご報告いたします。去る27日に書類審査の後、現場確認をいたしました。事務局から説明がありましたように、航空写真ですでに20年前には住宅が建っていたということで、住宅の北側15㎡が、地目が畑になっているということであり、申請どおり非農地証明については問題ないかと思われますが、ご審議をお願いいたします。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第63号を採決いたします。

議案第63号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第63号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第64号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局 菊地副参事より説明いたします。

議案第64号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）、令和2年2月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画・総括表について説明いたします。契約開始日が令和2年4月1日となります。現況地目は田、畑でございます。更新分はありません

ので、新規の10年以上のみになります。契約件数51件、筆数157筆、面積225,020㎡となっております。詳細につきましては、12ページから22ページまでとなっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第64号を採決いたします。

議案第64号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定（農地中間管理事業）について」賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって、議案第64号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）」を決定することに、決しました。

次に、議案65号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について」を上程いたします。

なお、1番議席・赤城委員、6番議席・水越委員、24番議席・齊藤委員は関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規程により、除斥を願います。

午後2時30分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局

菊地副参事・農政課野口補佐より説明いたします。

議案第65号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、令和2年2月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。内容につきましては、農政課より説明があります。

農政課の野口と申します。よろしく願いいたします。それでは、議案第65号について説明させていただきます。25ページにあります農用地利用配分計画（案）総括表をご覧ください。こちらは、農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用

地利用配分計画（案）を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会でご審議をお願いするのもです。今回、茨城県農地中間管理機構を介した貸付に関しましては令和2年4月1日が契約開始日でございます。現況地目は田、畑となっておりますが、合計のみ朗読させていただきます。6年以上10年未満の契約につきましては、件数4件、筆数4筆、面積8,638㎡でございます。10年以上の契約につきましては、件数51件、筆数157筆、面積225,020㎡でございます。よって合計は、契約件数55件、筆数161筆、面積233,658㎡でございます。次ページの26ページから37ページは明細でございます。詳細の読上げは省略させていただきます。農用地利用配分計画（案）についての説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第65号を採決いたします。

議案第65号は、原案どおり農用地利用配分計画に対する同意書を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって、議案第45号は原案どおり、農用地利用配分計画に対する同意書を発行することに、決しました。

ここで、1番議席・赤城委員、6番議席・水越委員、24番議席・齊藤委員の除斥を解きます。

午後2時35分 解除

次に、議案第66号「農地法第3条第2項第5号の規定による令和2年度下限面積の設定について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

菊地副参事より説明いたします。

議案第66号、農地法第3条第2項第5号の規定による令和2年度下限面積の設定について、令和2年2月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

農地法第3条第2項第5号の規定による令和2年度下限面積の設定につつま

して筑西市では従前どおり 50a といたします。下限面積とは 39 ページの一番下のコメ印にあるとおり、耕作目的で農地の権利、所有権や賃借権などの権利を取得する場合は、その権利を取得したのちの農業経営の面積が一定の面積に達しなければ許可されないことになっておりまして、その面積を下限面積と呼んでおります。平成 29 年度からは、不許可の例外といたしまして、こちらも 39 ページの四角の枠の中の下段に記載があるとおり、農地法施行令第 2 条第 3 項第 1 号の規定により、権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められること、つまり耕作する作物の単位面積当たりの収益性が高いと見込まれる場合には、下限面積 50a に達しない場合でも許可できるものとするを付け加えております。こちらの条件といたしましては、39 ページ下の 1 つ目のコメ印にありますとおり、農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定を受ける見込みのある者とし、同計画に基づいて総会において協議し、議決を得て許可することになります。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会・吉原委員長より審議の報告をお願いいたします。

吉原一雄
委員長

本日、午後 1 時 10 分より農政企画審議会を開催し、「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による令和 2 年度下限面積の設定について」を協議・検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことをご報告いたします。

議 長

吉原委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第 66 号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 66 号を採決いたします。

議案第 66 号は原案どおり、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による令和 2 年度下限面積を設定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 66 号は原案どおり、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による令和 2 年度下限面積を設定することに、決しました。

つづいて、議案第 67 号「令和 2 年度農業労働力賃金標準額の設定について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

菊地副参事より説明いたします。

議案第 67 号、令和 2 年度農業労働力賃金標準額の設定について、令和 2 年 2 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

労働賃金、一般作業 7,000 円。1 日 8 時間を基準とさせていただいております。実際の支払い賃金は作業の内容により当事者間の話合いで調整していただくこととなります。こちら 7,000 円の算定につきましては、全国農業会議所の統計をもとに算定させていただいております。つづきまして、請負作業料金、10a 当たりの料金でございます。金額は税別となっております。それでは、作業別、金額、摘要の順に読み上げさせていただきます。田耕起 4,000 円、こちら耕起 1 回につき。畑耕起 4,000 円。代かき 7,000 円。苗代 1 箱当たり 715 円。田植え 7,000 円、こちら植え付けのみです。麦播種 5,000 円、ロータリーシーダー使用。稲刈取り 18,000 円。麦刈取り 11,000 円。蕎麦刈取り 10,000 円、こちら汎用コンバイン使用となっております。大豆刈取り 10,000 円、こちら汎用コンバイン使用となっております。レベラー 10,000 円。乾燥もみすり 750 円、こちらは玄米 30 k g 当たり水分 18%以内となっております。もみすり 300 円、玄米 30 k g 当たりとなっております。こちら作業料金の設定につきましては、農協の担い手協議会と協議した設定した金額となっております。この作業料金は農協でも公表しているものでございます。こちらを元にしまして、只今説明いたしました金額で、ご提案させていただいております。また、この料金はあくまでも目安でありますので、作業の状況及び難易度等により当事者間で話し合っただけ作業料金を調整していただくものとなります。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会・吉原委員長より審議の報告をお願いいたします。

吉原一雄
委員長

本日開催いたしました農政企画審議会において、「令和 2 年度農業労働力賃金標準額の設定について」協議・検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。また、合わせてご報告いたしますが、農政企画審議会において委員から 1 日 7,000 円というのは安いのではないかという声があがった経緯もございます。8,000 円位が妥当ではないのかという提案もいただきました。そのような経過の中で、茨城県の最低賃金のパートさんの賃金を 8 時間労働にしますと 7,000 円弱であり、7,000 円には達してしないこともあります。ハウスの作業においては 7,000 円とはいかないので、10,000 円位支払っているとの農業委員さんの発言もございました。そのようなことを考えてみますと、全国平均の使用貸借権まで含めたもので計算しますと 7,000 円前後が標準になるのかと、本日皆様にお諮りいただくこととなりますが、農政企画審議会におきましては提案のとおり異議のないことを報告いたします。

議長

吉原委員長より農政企画審議会の報告がありました。

議案第 67 号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 67 号を採決いたします。

議案第 67 号は原案どおり、令和 2 年度農業労働力賃金標準額を設定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 67 号は原案どおり、令和 2 年度農業労働力賃金標準額を設定することに、決しました。

つづいて、議案第 68 号「令和 2 年度賃借料情報の提供について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

菊地副参事より説明いたします。

議案第 68 号、令和 2 年度賃借料情報の提供について、令和 2 年 2 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

こちら金額の欄が空欄となっております。本日 1 時 10 分から開催しました農政企画審議会で審議されました金額をご記入願います。10a 当たりの年額でございます。地目、田、金額 19,000 円、地目、畑、金額 5,000 円でございます。金額の算定に関しましては、平成 31 年、令和元年に公告されました田の賃貸借 1611 筆、使用貸借 73 筆、畑の賃貸借 368 筆、使用貸借 188 筆のデータから平均額を算出しております。そちらの平均額が、田 19,648 円、畑 5,419 円となっております。そちらの金額を元に金額を設定しております。賃借料情報の金額は、あくまでも情報ということでして、参考にさせていただくものでございますので、実際の賃借料は地域により圃場条件や耕作の条件が異なりますので、地主さんと耕作者さんのお互いの話し合いで料金を決定していただくこととなります。以上、田 19,000 円、畑 5,000 円での提案となりました。ご審議の程、お願いいたします。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会・吉原委員長より審議の報告をお願いいたします。

吉原一雄
委員長

本日開催いたしました農政企画審議会において、「令和 2 年度賃借料情報の提供について」協議・検討いたしました結果、本委員会での審議の結果を事務局提案とし、異議のないことを報告いたします。

議 長

吉原委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第 68 号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。
議案第 68 号を採決いたします。
議案第 68 号は原案どおり、令和 2 年度賃借料情報を提供することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 68 号は原案どおり、令和 2 年度賃借料情報を提供することに、決しました。

次に、議案第 69 号「違反転用に係る是正勧告書の送付について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

菊地副参事より説明いたします。

議案第 69 号、違反転用に係る是正勧告書の送付について、令和 2 年 2 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。

それでは、お手元の追加議案書の裏面になります。お手元に、資料といたしまして昨年 2 月の総会議案書（非農地証明）の写しと、2 枚の写真をお配りしております。議案書写しの裏面、受付番号 3 番と 4 番に関する案件でございます。2 枚の写真をご覧ください。まず 1 枚目の植林されている写真が、昨年平成 31 年 2 月の総会において、非農地証明の交付基準の 1 つである「20 年以上耕作が放棄されたことにより山林状態となり、農地に復元することが困難なもの」に該当しないため、当時の総会で否決されております。続いて、2 枚目の写真ですが、こちらが現在の写真でございます。植林が撤去され、農地に太陽光発電設備のためのスクリー杭が設置されています。令和 2 年 2 月 6 日の農地パトロールの際に、当該地の状況を発見しました。当該地につきましては、10ha 以上の一団の規模の農地の広がり確認できることから、第 1 種農地であり、太陽光発電設備を目的とした許可見込みはありません。農地法上、許可要件がない土地であるため、土地所有者に電話をかけ、違反転用であり、早急に事業の休止並びに農地への復元をするよう伝えましたが、「話すことは無い」と言われ、一方的に電話を切られてしまう状況であります。土地所有者に対しては、これまで再三に渡って太陽光発電設備を目的とした許可基準は無く、許可の見込みがない旨を伝えているにも関わらず、この状況は極めて悪質であり遺憾で

あります。従いまして、是正勧告書を送付するものでございます。なお、関東経済産業省、茨城県環境対策課並びに市環境課に対しFIT法の認定取り消しに係る相談をしている状況でありますので、併せてご報告いたします。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたらお願いします。

議長 小野田委員

小野田 21番、小野田です。
勝男 違反転用なのだから、とにかく是正勧告はすべきで、送付してもいいと思
委員 います。

議長 はい、賛成ということですね。
他、ご質疑がありましたらお願いします。

議長 吉原委員

吉原一雄 23番、吉原です。
委員 先だつてのこの非農地証明が否決された結果がありまして、今でもこの写真
を見ますとね、この木は20年を経過したものではないことが、明らかですよ
ね。そのような状況だからここは農地としておいた方がよいだらうとの判断
でしたが、所有者にはその旨を伝えて、尚且つソーラーはこの農地条件では
一切許可条件ではない旨を伝えてあると。しかしながら事務局からの違反
転用の電話は切ってしまうと。このような状況はいかかなものですかね。
この民間の方からすれば、整備され清々としていいだらうという見方も
できなくはないのですが。それと合わせ実際は、太陽光のパネルを設置
すると電磁波がということで嫌がる人もいますよね。どちらも対応性
のある意見だから両方認められると思うのだが。とにかく農業委員会
事務局からの指導に沿っていただけないということだから、是正勧告は
きっちりしていただいて。設置事業者の特定はどのようにしたのですか。
現在は止まっている状態ということで、ストップをかけたということな
のでしょうから。

事務局 経済産業省と茨城県環境対策課に照会をかけたしまして、特定
しました。業者の方にも先日ご連絡しまして、工事の方は止めていただく
ように指導しております。その後、明確な回答は得られていないのですが、
工事は止まっております。

議長 関口委員

関口均 22番、関口です。
委員 この件につきまして、関係者から「今度、山林になりました」と電話をいた

だきました。そのようなことは実際ないですとお話しをしたのですが。どこに相談したらよいのですかということでしたので、農業委員会へ相談してくださいとお答えしましたことをご報告いたします。

議長　それでは、違反転用に係る是正勧告書を送付することについて、いかがでしょうか。

委員　「異議なし」

議長　異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 69 号を採決いたします。

議案第 69 号は、原案どおり、違反転用に係る是正勧告書を送付することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 69 号は原案どおり、違反転用に係る是正勧告書を送付することに、決しました。

次に、日程第 4、報告第 52 号及び第 53 号を、事務局より説明願います。

事務局　田所次長より、説明いたします。

報告第 52 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、令和 2 年 2 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものです。

報告第 53 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 2 年 2 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について通知のあったものです。報告件数は 31 件です。報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長　只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和元年度第 11 回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和2年2月10日

議 長

署名委員

署名委員